

準備書・評価書手続きの見直しについて

【見直しの視点】

現行手続きの効果を維持しつつ、課題解決が図られるよう手続きを見直す。

- ①準備書市民意見に対する事業者の見解を準備書の審議途中で公表し、その後に意見陳述の機会を設けるなどにより、事業者の見解に対し市民が再度意見を述べる機会を確保する。
- ②意見書に対する事業者の見解については、準備書段階の計画を基にしたものではなく、審査会での審議や市民意見を踏まえて見直した内容を反映するよう求める。
- ③準備書段階で補足資料の提出を求めるなどにより審議を尽くし、事業者に適切な環境保全措置を求める。
- ④評価書については、市長意見等を踏まえて作成した「環境影響評価の最終結果をまとめた図書」と位置づける。

図6-1 手続きの流れ

